

【1991年12月19日】「雇用保険制度の適正な運営について」について

中央職業安定審議会

平成3年12月19日

中央職業安定審議会専門調査委員雇用保険部会報告について

中央職業安定審議会は、平成3年11月27日に開催された同審議会において、労働省提案の「雇用保険制度の適正な運営について」に関し、雇用保険部会で検討することとした。これを受けて、同部会において検討を行い、その結果が、本日開催された中央職業安定審議会に別添のとおり報告された。

中央職業安定審議会専門調査委員雇用保険部会報告

平成3年11月27日に開催された中央職業安定審議会において、当部会で検討すべきであるとされた労働省提案の「雇用保険制度の適正な運営について」に関し、当部会として検討を行い、結論を得たので、その概要を別紙のとおり報告する。

平成3年12月19日

中央職業安定審議会専門調査委員  
雇用保険部会 主任委員 山口 浩一郎

中央職業安定審議会  
会長 高梨 昌 殿

中央職業安定審議会専門調査委員雇用保険部会報告

当部会は、労働省から提案された「雇用保険制度の適正な運営について」に関し、慎重に検討を行った。

会合の場における労・使各側委員からの意見は次のとおりであった。

労働側委員は、給付改善に係る提案については理解できるものの提案全体としては、平成4年度において自動変更規定により保険料率を2/1,000引き下げることについてはやむ

を得ないこと、平成5年度以後3/1,000引き下げることについては、育児休業や介護休業などに係る休業給付制度の導入の検討、昭和59年制度改正との関わり等を含めて給付体系の在り方や給付水準の検討、三事業の在り方の検討、船員保険と雇用保険の通算など雇用保険制度の在り方に関する基本問題への対応を併せて行うべきであること、国庫負担率の引下げについては、福祉の水準の確保の観点から十分慎重に対処すべきであることとの意見を表明した。

使用者側委員は、現在における雇用保険の財政状況にかんがみ、概ね労働省案に沿って今後の手続きを進めるべきであると考え、定年後引き続き雇用された後離職した者に係る賃金日額の算定の特例に関する運用基準を今後明らかにすべきであること、雇用保険制度の在り方に関する基本問題については、その範囲等はともかくとして今後論議をする必要があることとの意見を表明した。

当部会としては、これらの意見を斟酌し、雇用をめぐる社会経済の変化に対応した雇用保険制度の在り方に関する基本問題等について具体的な検討を進めることを条件として、当面の対応としては、大筋として労働省案に沿って今後の手続きが進められることはやむを得ないものとする。

なお、国庫負担率の引下げについては、労働側委員は、福祉の水準の確保の観点から十分慎重に対処すべきであるとの見解であった。使用者側委員は、将来における福祉の水準の低下を招かないよう国として一層の努力をすべきものであるとの見解であった。したがって、この点に関して労働省の十分な配慮を求めたい。

また、各側委員ともに、今後とも雇用保険部会を適宜開催し、雇用保険制度の運営状況その他について論議を深めていく必要があるとの認識で一致した。

以上報告する。